

目次

## 告示

## 青森県告示第百五十二号

- 建設工事及び建設関連業務の競争入札参加資格……………(監理課)…

## 一 資格審査の区分

## 1 建設工事

資格審査は、建設業法別表の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに区分して行う。

## 2 建設関連業務

資格審査は、次に掲げる業種ごとに区分して行う。

## (一) 測量業務

## (二) 建築関係建設コンサルタント業務

## (三) 土木関係建設コンサルタント業務

## (四) 地質調査業務

## (五) 补償関係コンサルタント業務

## 二 競争入札参加資格

## 1 建設工事

建設工事に係る競争入札参加資格は、青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則(平成二年三月青森県規則第十八号。以下「建設工事規則」という。)第二条の定めるところにより、次のとおりである。

- (一) 建設工事の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況からみて、県の契約の相手方として適当と認められること。
- (二) 四の1に規定する競争入札参加資格審査申請書(四の1の規定により添付しなければならない書類を含む。)の重要な記載事項について記載をし、かつ、その記載内容が事実に反していないこと。
- (三) 建設業法第三条第一項の規定による許可(同条第三項の許可の更新を含む。)を受けていること。

平成十四年四月一日

## 青森県報

号外第三十八号

平成十四年四月一日(月曜日)

加する者の資格等に関する規則（昭和五十八年二月青森県規則第六号。以下「関連業務規則」という。）第二条の定めるところにより、次のとおりである。

(一) 建設関連業務の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況からみて、県の契約の相手方として適当と認められること。

(二) 四の2に規定する資格審査申請書（四の2の規定により添付しなければならない書類を含む。）の重要な記載事項について記載をし、かつ、その記載内容が事実に反していないこと。

(三) 建設関連業務を行うに当たり法律上必要とする資格を有すること。

### 三 資格審査の申請の時期

資格審査の申請時期は、隨時とする。

### 四 資格審査の申請の方法

#### 1 建設工事

資格審査の申請は、建設工事規則第四条第一項の定めるところにより、同項に規定する競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて県土整備部監理課に郵送して行わなければならない。

(一) 経営事項審査結果通知書（建設業法第二十七条の二十三第三項の規定による経営事項審査の項目及び基準（平成六年建設省告示第十四百六十一号）に定め

る項目及び基準により審査が行われたものに限る。）の写し

(二) 県内に主たる営業所を有しない者にあっては、営業所一覧表（第一号様式）(三) 角形二号封筒に受領書及び資格審査結果の送付先住所を記入し、百二十円切手を貼付したもの二通

#### 2 建設関連業務

資格審査の申請は、関連業務規則第四条第一項の定めるところにより、同項に規定する資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて県土整備部監理課に持参して行わなければならない。この場合において、資格審査を受けようとする者が、建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）第一条第一項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。以下同じ。）である場合にあっては同規程第七条第一項に規定する現況報告書の写し、地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百八号）第二条第一項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。以下同じ。）である場合にあっては同規程第七条第一項に規定する現況報告書の写し、補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示）

第千三百四十一号）第二条第一項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。以下同じ。）である場合にあっては同規程第四条第三項第四号に規定する書面の写し及び同規程第八条第一項第三号に規定する書面の写し（同項の規定により提出している場合に限る。）並びに同規程第七条第一項に規定する現況報告書の写しの提出をもって(五及び六)に掲げる書類の提出並びに(七)に掲げる書類を提出する際に提示する書類の提示に代えることができる。

(一) 経営規模等総括表（第二号様式）  
次に掲げる書類を併せて提示すること。

ア 法人である場合にあっては直前二年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人である場合にあっては直前二年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

イ 国税通則法第二百二十三条第一項の規定により税務署長が交付する同法施行令第四十一条第一項第一号に規定する事項についての直前一年の各事業年度の消費税に係る証明書の写し

(二) 業者カード（第三号様式）  
法人である場合にあっては商業登記簿等の謄本の写し、個人である場合にあっては身元証明書の写しを併せて提示すること。

(三) 建設関連業務を行うに当たり法律上必要とする登録等の証明書の写し

(四) 資格審査を受けようとする者が、建設コンサルタント登録業者である場合にあっては建設コンサルタント登録規程の解釈及び運用方針の策定について（平成八年十一月十三日付け建設省経済局建設振興課長通知）4の規定による通知の写し、地質調査業登録業者である場合にあつては地質調査業者登録規程の解釈及び運用の方針の策定について（平成八年十一月十三日付け建設省経済局建設振興課長通知）3の規定による通知の写し、補償コンサルタント登録業者である場合にあっては補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について（平成六年六月二十日付け経整発第四十四号建設省建設経済局調整課長通知）5の規定による通知の写し

(五) 実績調書（第四号様式）

実績調書に記載した業務に係る契約書の写し又は請書の写しを併せて提示すること。

(六) 技術者経歴書（第五号様式）

技術者経歴書に記載した技術者に係る雇用関係を確認できる書類及び当該技術者の資格を有することを証する書類の写しを併せて提示すること。

## 五 競争入札参加資格の認定

### 1 建設工事

建設工事に係る競争入札参加資格は、建設工事規則第五条及び第六条の定めるところにより、次とおり認定する。

(一) 二の1に規定する競争入札参加資格の各要件を満たす者については、別に定める青森県建設工事競争入札参加資格審査要領により、申請に係る建設工事の種類ごとに建設工事規則別表第一及び別表第二に掲げる各項目を点数化し、その総合数値の点数順に等級の区分を付して競争入札参加資格があるものと認定する。

(二) 二の1に規定する競争入札参加資格の各要件を満たさない者については、当該資格がないものと認定する。

### 2 建設関連業務

建設関連業務に係る競争入札参加資格は、関連業務規則第五条の定めるところにより、次のとおり認定する。

(一) 二の2に規定する競争入札参加資格の各要件を満たす者については、当該資格があるものと認定する。

(二) 二の2に規定する競争入札参加資格の各要件を満たさない者については、当該資格がないものと認定する。

## 六 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、建設工事規則第五条の二又は関連業務規則第五条の二の定めるところにより、資格審査を受けた者に通知する。

## 七 競争入札参加資格の有効期間

### 1 建設工事

競争入札参加資格の有効期間は、建設工事規則第七条の定めるところにより、平成十四年六月三十日までに六の規定による通知があつた者については当該通知のあつた日から同月三十日まで、同年七月一日から平成十六年六月三十日までに六の規定による通知があつた者については当該通知があつた日から同月三十日までとする。

競争入札参加資格の有効期間は、関連業務規則第六条の定めるところにより、建設関連業務

六の規定による通知があつた日から平成十五年六月三十日までとする。

## 八 競争入札参加資格の更新手続

### 1 建設工事

競争入札参加資格の更新を希望する者は、建設工事規則第四条の定めるところにより、平成十六年に行われる定期の資格審査を受けなければならない。

### 2 建設関連業務

競争入札参加資格の更新を希望する者は、関連業務規則第四条の定めるところにより、平成十五年に行われる定期の資格審査を受けなければならない。

第一号様式

## 営業所一覧表

営業所の名称	所在地	電話番号	備考
		FAX番号	
〒			

注1 東北地方に所在する建設業法第3条第1項の許可を受けている支店等営業所及び連絡先である支店等営業所で、契約に関する事務を行うものについて記入すること。

2 「備考」の欄には、支店等営業所が建設業法第3条第1項の許可を受けている場合は○印を、連絡先である場合には○印を記入すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

第二号様式

## 経営規模等総括表

商号又は名称		直前第2年度決算		直前第1年度決算		年間平均実績高	
測量等実績高	競争入札への参加を希望する業種区分	年 月から年 月まで	年 月から年 月まで	年 月から年 月まで	年 月から年 月まで		
	測 量	千円	千円	千円	千円	千円	
	建 築	千円	千円	千円	千円	千円	
	土 木	千円	千円	千円	千円	千円	
	地 質	千円	千円	千円	千円	千円	
	補 償	千円	千円	千円	千円	千円	
	計	千円	千円	千円	千円	千円	
自己資本額	区 分	直 前 決 算 時	利益処分(損失処分)	計	決算後増減額	合 計	
	資 本 金	千円		千円	千円	千円	
	準備金・積立金	千円	千円	千円	千円	千円	
	次期繰越利益(損失)		千円	千円		千円	
	計	千円	千円	千円	千円	千円	
常勤職員の数	技 術 関 係					事務関係	
	測 量	建 築	土 木	地 質	補 償	小 計	
	人	人	人	人	人	人	人
営業年数	創 業	休業又は転(廃)業の期間				現組織への変更	営業年数
	年 月 日	年 月 日から	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年

第三号様式

業者力一

商号又は名称		本店所在地										電話 FAX		営業所所在地		電話 FAX			
区分	申請業種内容										資格又は実務経験を有する職員数(人)								
測量	測量一般		地図の調整		航空測量		測量士		測量士補		土地家屋調査士		純計						
建築	建	意	構	暖	衛	電	建	電	機	調	1	2	木	建	建	電	電	機械設備設計実務経験者(A)	
	築			冷			築	気	械	調	級	級	造	築	築	築	築	電気設備設計実務経験者(B)	
	一						積	設	設	査	建	建	建	築	築	築	築	機械設備設計実務経験者(A)	
	般	匠	造	房	生	気	算	備	備	査	士	士	造	築	築	築	築	機械設備設計実務経験者(B)	
	築							積	積									機械設備設計実務経験者(A)	
	土	河川、砂防及び海岸	港湾及び空港	電力	道路	鉄道	上水道及び工業用水道	下水道及び木工業用水道	農業	森林	水産	造	技	術	士	農	林	水産	
									業	林	產		機械(流体機械、建設等)	電気・電子	建	水道(上水道、下水道等)	(農業土木)	(森林土木)	応用理学(地質)
										土	土	土						大臣認定者	
										木	木	木	園		設				
木	都	市計画及び地方計画	地	土質及び基礎	土	鋼構造及びコンクリート	トレンネル	施工計画、施工設備及び積算	建	建	電	環	R	1級	2級	土地	環境計量士濃度	騒音・振動度	純計
	木								設	設	氣	境	C	土木施工管理技士	土木施工管理技士	地区画整理士			
									環	機	・	調	C						
									機	電		査	M						
									械	子									
地質	地質調査										技術士		大	臣	地質調査	地質調査	純計		
											建設(土質及び基礎)	応用理学(地質)	認	定	実務経験者	技士			
補償	土	土地調査	土	地評価	物	機械	工作物	営業補償・特殊補償	測	測	土地	1	2	木	補償業務管理士	機械工作物			
	地		地	評	件	械	作	・	量	量	家屋	級	級	造	土	土			
									士	士	調査	建	建	建	地	地			
												築	築	築	評価	評価			
償	事	事業損失	補償関連	不動産鑑定	登記手続	等			補償業務管理士	補償業務管理士	不動産鑑定士	不動産鑑定士	不動産鑑定士	不動産鑑定士	公共用地取得実務経験者	純計			
									當業補償・特殊補償	當業補償・特殊補償	損失	損失	損失	損失	業者				

注 用紙の大きさは、日本工業規格A3縦長とする

第四号樣式

實績調查書

## (業種区分)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

第五号樣式

## その 1 測量業務の場合

# 技 術 者 經 歷 書

## 測量業務

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

第五号様式

## その2建築関係建設コンサルタントの場合

# 技 術 者 經 歷 書

## 建築関係建設コンサルタント業務

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

第五号様式

### その3 土木関係建設コンサルタントの場合

# 技 術 者 經 歷 書

## 土木関係建設コンサルタント業務

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

第五号樣式

#### その4 地質調査業務の場合

# 技 術 者 經 歷 書

地質調查業務

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

第五号様式

### その5 補償関係コンサルタントの場合

# 技 術 者 經 歷 書

## 補償関係コンサルタント業務

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

( 9 ) 平成14年4月1日 月曜日

青 森 県 報 号外第38号

---

(毎週月・水・金曜日発行)	青森市長島二丁目一番二号	発行所・発行人
定価小口一枚三付十五円一錢	青森市古川二丁目一七番五号	印刷所・販売人
	東奥印刷株式会社	